

高齢者施設等管理者・施設長 様

大阪府福祉部高齢介護室長

オミクロン株感染まん延を踏まえた対応等について

日頃から、本府高齢者福祉行政の推進に格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症にかかる本府の対応については、令和4年1月27日付高事第2593号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた保健所業務の重点化及び濃厚接触者の取扱いについて」でお知らせしたところです。しかし、これ以降も過去に類をみない感染規模となっていることから、ハイリスク者への確実なフォローを実施するため、別紙の通り健康医療部より「オミクロン株感染まん延を踏まえた対応（別添資料1）」「感染状況を踏まえた診療・検査の対応（別添資料2）」「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応」（参考資料2-1）について情報提供があり（参考資料1）、関係部署と調整の上、下記の通りといたしましたので、ご了承くださいますようお願いいたします（別添資料1、別添資料2は府内で共有しておりますが、政令市・中核市においては、一部独自の判断に基づく運用をしております）。

併せて、「高齢者施設等への往診による治療の提供（別添資料3）」についても健康医療部より情報提供がありましたので、併せてお知らせいたします。

貴施設におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、ご理解、ご協力の程何卒よろしくようお願いいたします。

記

1. オミクロン株感染まん延を踏まえた対応について（別添資料1参照）

（1）保健所のファーストタッチ（※1）の対象者を40歳以上に重点化

○重症化リスク（※2）のない39歳以下の職員等

自宅療養（施設内療養）を基本とし、保健所から感染者（陽性者）に対して携帯電話のSMS（ショートメール）で逐次必要な情報が周知されることとなります。

貴施設におかれましては、重症化リスクのない39歳以下の職員等が感染者（陽性者）となった場合には、府ホームページ「大阪府39歳以下専用ページ（※3）」の内容に沿ってご対応くださいますようお願いいたします。

また、保健所は年齢及び診断した医師からの届出に基づきファーストタッチの対象を判断しているため、SMSを受け取った場合であっても、重症化リスクがある場合は保健所へご連絡いただきますようお願いいたします（「大阪府39歳以下専用ページ」においても確認できます）。

○40歳以上と重症化リスクがある39歳以下の職員等

これまで通り発生届（医療機関から保健所に行く検査結果陽性等の届出）に基づいて保健所から発生届にある連絡先に連絡があり、療養を決定することとなります。

なお、これまで施設において感染者（陽性者）が発生した場合には、施設から保健所に感染者（陽性者）の発生等の連絡をしていましたが、

○高齢者施設・障がい児者施設

感染者（陽性者）の年齢や重症化リスクに関わらず、今後も当該連絡が必要となりますので、施設からも保健所あてに感染者（陽性者）の発生の連絡をお願いいたします。

○高齢者施設・障がい児者施設以外の施設等

施設等が主体的に濃厚接触の可能性のある者を特定していただきますが、必要に応じて、管轄の保健所にご相談くださいますようお願いいたします。

(※1) ファーストタッチ：保健所から感染者（陽性者）（または発生届にある連絡先）への療養方針に関する最初の連絡

(※2) 重症化リスク：悪性腫瘍、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満（BMI30以上）、喫煙歴、臓器移植後の免疫不全、妊娠後期などのいずれかに該当する場合を指します。

(※3) 大阪府 39 歳以下専用ページ

<https://pref->

[osaka.form.kintoneapp.com/public/33fc4b5a40c0096cf216c9bbb7ced9e08b8d14132b555259b332d03bce0802a5](https://pref-osaka.form.kintoneapp.com/public/33fc4b5a40c0096cf216c9bbb7ced9e08b8d14132b555259b332d03bce0802a5)

(2) 濃厚接触者特定・検査の重点化

重症化リスクの高い方がいる高齢者施設・障がい児者施設・救護施設については、引き続き保健所が濃厚接触者の特定や検査を実施いたします。

2. 感染状況を踏まえた診療・検査の対応（別添資料2参照）

(1) 受診者自らが検査した抗原定性検査キット等で陽性となった場合

重症化リスクの低い有症状の方が、抗原定性検査キット等で自ら検査し陽性となったことから受診された際は、早期治療が必要と考えられる場合など、医師の判断で再度の検査を行うことなく、受診者が任意で提示する検査結果を用いて確定診断を行うことも可能となります。

その際には、受診者は医療機関にスマートフォン等を用いて撮影した自ら検査した抗原定性検査キットの画像や無料検査事業等で受検した際の検査結果通知（PCR検査、抗原定性検査など）を提示する必要があります。

(2) 陽性者の濃厚接触者（濃厚接触の可能性のある者を含む。）が無症状である場合

原則検査を受けずに、陽性者との最終接触から7日間自主的に待機（8日目に待機解除）となります。ただし、10日間を経過するまでは毎日の体温測定などの健康管理が必要となります。

また、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（＝社会機能維持者）については、施設の判断により、一定の基準に基づき、陽性者との最終接触日より4日目及び5日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認後、5日目から待機解除が可能となります。

詳細については、下記3.（1）をご参照ください。

(3) 陽性者の濃厚接触者（濃厚接触の可能性のある者を含む。）が有症状である場合

陽性者の濃厚接触の可能性のある者（有症状）が同居家族などの場合には、医師の診断により、検査を行わず臨床症状のみで感染者（疑似症患者）として診断することが可能となります。

また、陽性者の濃厚接触の可能性のある者（有症状）が同居家族など以外の場合には、医師の判断により、検査で感染者（確定患者）として診断することになります。

なお、疑似症患者であっても確定患者であっても診断された場合には、その後の医療費は公費負担（無料）となります。

### 3. その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症感染急拡大時の濃厚接触者（濃厚接触の可能性のある者を含む。以下同じ。）の取扱い

オミクロン株陽性者の濃厚接触者の待機期間については、陽性者との最終接触日から7日間となります。ただし、10日間を経過するまでは毎日の体温測定などの健康観察、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策が必要となります。

また、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（＝社会機能維持者（※））については、施設の判断により、下記の基準に基づき、陽性者との最終接触日より4日目及び5日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認後、5日目から待機解除が可能となります。

（※）「社会機能維持者」には「介護保険法・老人福祉法・障害者総合支援法・児童福祉法・生活保護法に基づく施設・事業所等」が該当します。

#### 【大阪府における「7日を待たずに検査が陰性である場合に待機を解除することができる取扱い」の基準】

- 予め事業の継続に必要な業務及び従事者を整理し、自宅待機の短縮を実施する者を最小限（※）に限定できること

（※）「最小限」の明確な基準はありませんので、各施設の人員体制・設備規模・運営状況等に応じて、各施設でご判断ください。

- 抗原定性検査キットによる検査が実施できる体制がつけられること

（※）抗原定性検査キットについては、①薬事承認されたものを必ず用いること、②厚生労働省の定める確認書・説明書にある対応を行うこと（検査管理者の設置、検査管理者の受検者への検査の説明実施等）、③事業者が医薬品卸売販売業者から入手する際は、②の確認書・説明書を提出すること。また、入手にあたっては、必要と想定される量を勘案して購入すること。

なお、検査結果については、感染状況が落ち着くまで各施設においてリスト等（対象者、検査日、結果等が分かるもの）で保管をお願いいたします（使用済み検査キットそのものを保管する必要はありません。）。

（※）当該待機期間短縮に係る検査費用については、事業者の負担（自費負担）になります。

府・政令市・中核市で実施している定期PCR検査やスマホ検査センターの検査、無料検査事業等をご活用いただくことはできません。

- 検査実施にあたっては、濃厚接触者となった職員の健康観察を確実にを行い、健康観察期間中無症状であることを確認できること

- 7日を待たずに検査陰性より待機を解除された職員について、陽性者との最終接触日から7日目までの業務以外の不要不急の外出の自粛、可能な限り公共交通機関以外での通勤を指導できること

- 7日を待たずに待機解除した場合においても、10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること

- 保健所に確認を求められた場合は速やかに実施状況等を提示できること

（※）保健所に実施状況等を提示する様式は指定されておりません。濃厚接触者や濃厚接触の可能性のある者のリストや検査実施日、検査結果のわかるものなどをご提示いただくことを想定しています。

(2) 高齢者施設等への往診による治療の提供について

施設での療養体制の確保につきまして、令和3年10月27日付通知及び令和4年1月14日付け通知（参考資料3・4参照）の通りご案内しているところですが、クラスターが発生した高齢者施設等（※）の感染者に対して、迅速な治療を提供することで重症化を予防し、病床の逼迫の軽減を図るため、高齢者施設等への往診による早期治療体制の整備を進めております。

具体的には、保健所が往診医療機関と往診の依頼・調整を行った上で、クラスターが発生した高齢者施設等に医師等が往診を実施し、抗体治療薬の点滴などの治療を行います。クラスターが発生した高齢者施設等において、往診を希望される場合には管轄の保健所にご相談ください。なお、自宅療養（施設内療養）者についても症状に応じて緊急性の高い方から入院調整を順次実施しますので、症状に変化が見られた場合は保健所にご相談ください。

（※）「高齢者施設等」には「介護保険法・老人福祉法・障害者総合支援法・児童福祉法・生活保護法に基づく入所系・居住系の施設等（サ高住を含む。）」が該当します。

お問い合わせ先  
介護事業者課施設指導グループ  
神野・早瀬・新  
TEL：06-6941-0351（内線 4496）